

「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の策定に向けて

1 「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」の位置付け

- 区の基本構想で定める子ども分野の将来像「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」を実現していくためには、子どもが成長段階に応じて安心して過ごせる多様な居場所づくりを進めていくことが必要不可欠であることから、区における今後の子どもの居場所づくりの指針となる「(仮称) 杉並区子どもの居場所づくり基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定する。

2 策定に当たっての基本的な考え方

- 杉並区子どもの権利擁護に関する審議会での議論の状況や、国が令和5年(2023年)中に策定することとしている「(仮称) こどもの居場所づくりに関する指針」の内容等も踏まえながら、様々な困難を抱える子どもを含むすべての子どもを対象とした、より良い子どもの居場所のあり方について検討を行う。
- 児童館再編の検証により明らかとなった課題等を引き継ぎ、検討を行う。
- 検討のプロセスにおいては、当事者である子どもや子どもを取り巻く関係者、既に児童館の再編整備が行われた地域の方々の意見を丁寧に聴取するとともに、学識経験者の助言を得るなど、幅広い参画を得ながら検討を行っていく。

3 基本方針の対象とする範囲(案)

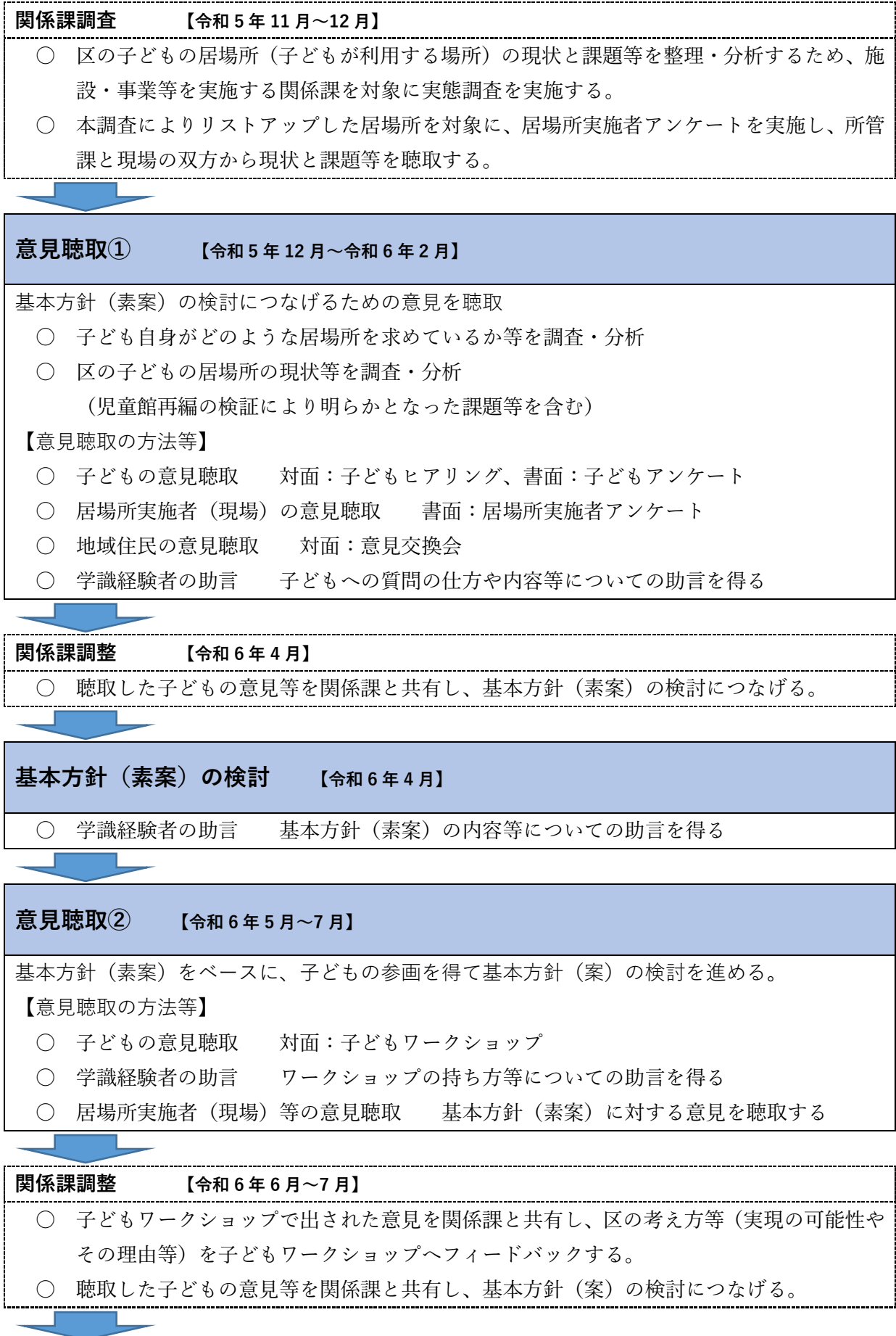
① 子どもの居場所づくりの範囲

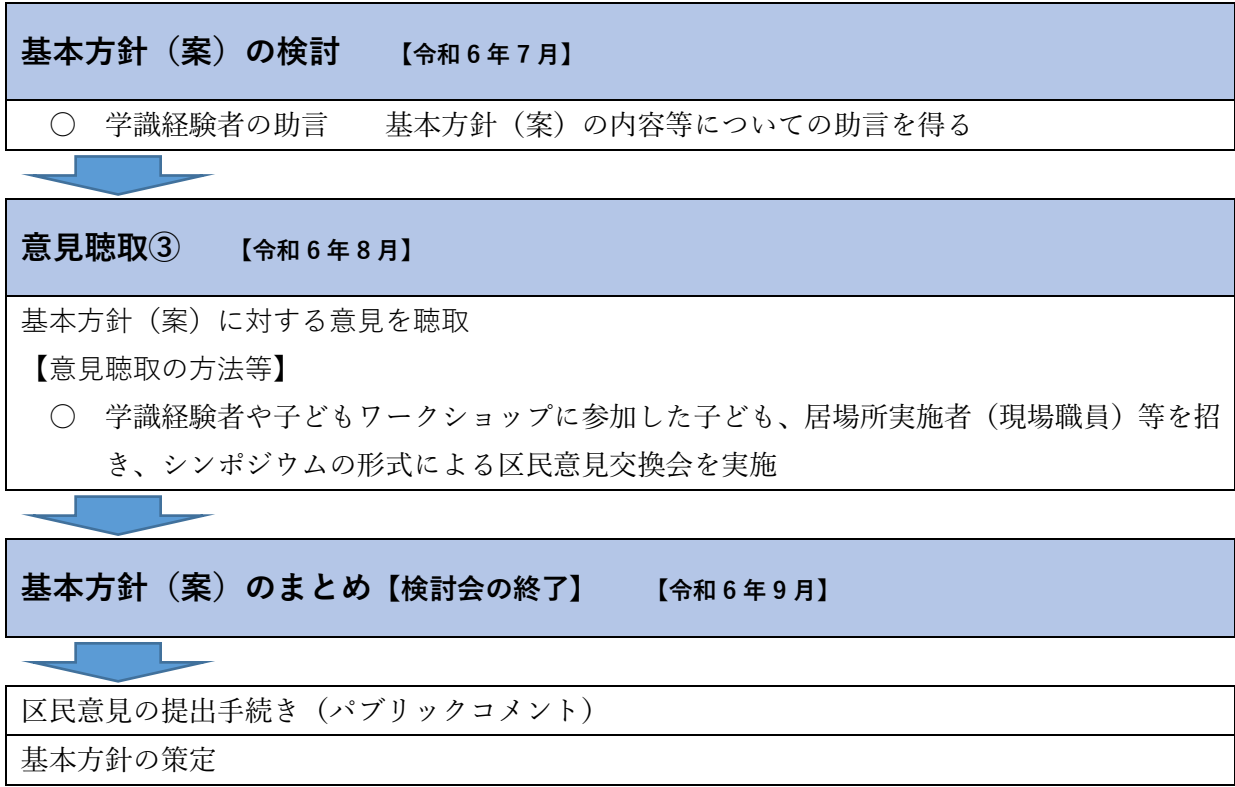
- 家庭以外の場所で、児童館のように子ども専用施設であるかどうかを問わず、一般区民施設や公園等も含め、子どもが利用できるすべての場所(地域の民間団体等の活動を含む)を対象とする。

② 子どもの年齢の範囲

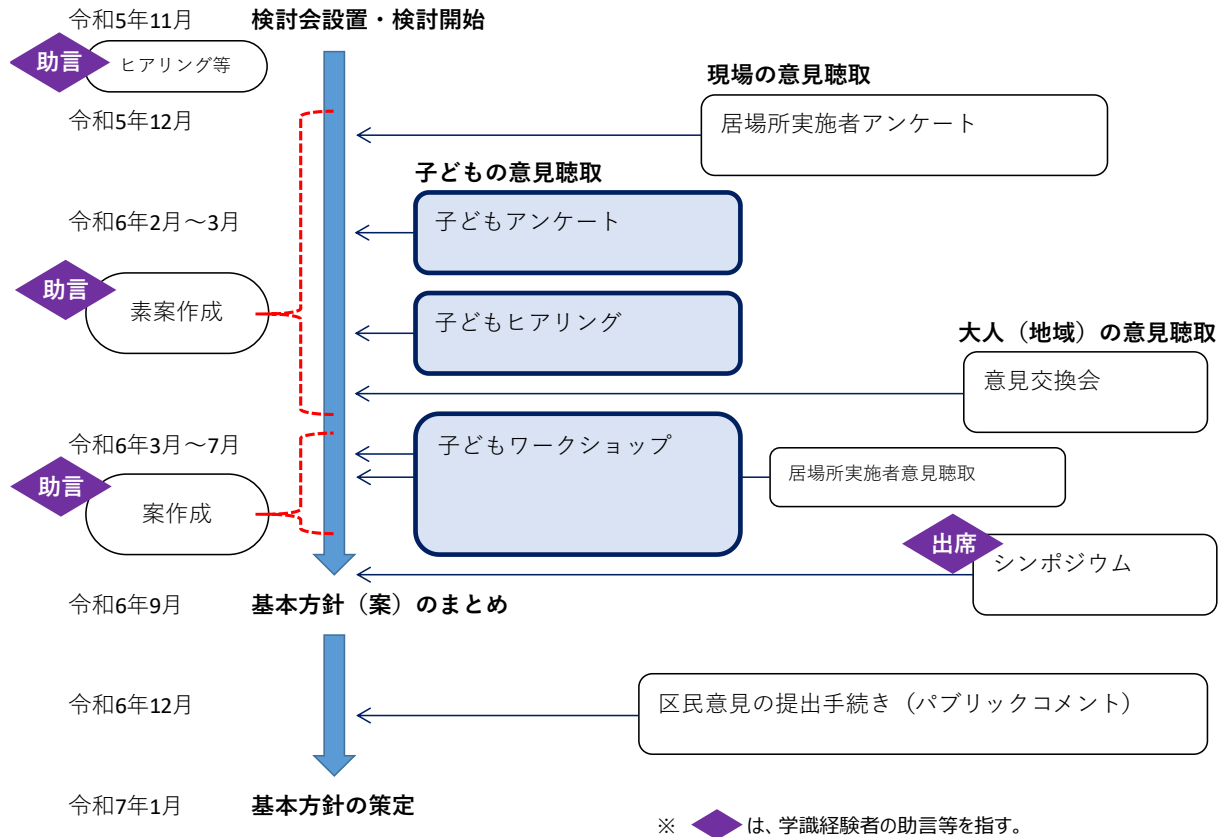
- 児童福祉法に規定する児童の年齢(18歳未満)の子どもを対象とし、大学生や20代の若者等は含まない。

4 検討プロセス（案）





《検討プロセスにおける意見聴取の全体イメージ》



5 その他

- 検討プロセスにおける子どもの意見聴取の取組は、実行計画事業に掲げる「子どもの権利に関する普及啓発」及び「子どもの意見表明・参画の推進」の取組の一つとして捉え、基本方針の検討への反映に加え、(仮称)杉並区子どもの権利に関する条例案の検討や子ども施策への反映にもつなげていく。